

奈良県告示第九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

令和四年六月十四日

奈良県知事 荒 井 正 吾

指定訪問看護事業者等の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
株式会社ティ・ブレーン	桜井市大字外山一六六一	訪問看護ステーションTSUBASA（つばさ）	天理市櫟本町二九四七一	令和四年四月五日
株式会社鶴	大阪府泉大津市清水町一〇一六九	訪問看護ステーションつる	橿原市中曾司町一九四一六二階	令和四年五月一日